

平成 22 年 7 月 29 日

## いわゆる暫定基準にかかる農薬等の食品健康影響評価の 依頼の今後の進め方について

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

### 1. 食品健康影響評価の依頼の状況

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）にかかるポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に暫定的に基準値を設定した 758 物質については、年度ごとに計画を立てて資料の収集ができたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼している。

758 物質のうち、これまでに 313 物質について評価を依頼した。

### 2. 今後の進め方

- 残る 445 物質について、国内の農薬取締法、薬事法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律における登録等の状況、国際的又は諸外国での基準設定の状況等については、別紙 1 のとおりであり、関係者の協力を得て、評価に必要な資料の収集を進め、今後 3 年を目途に評価依頼を終了することとしたい。
- 平成 22 年度は、マーケットバスケット調査又は検疫所・自治体の検査において検出された農薬等を優先しつつ、評価に必要な資料の収集状況を勘案して、別紙 2 の 136 物質について評価依頼を行うこととする。

別紙 1

暫定基準にかかる農薬等の内訳

	項 目	品目数*
1	農取法・薬事法・飼安法の登録・承認品目	2 2 6
2	Codex基準がある品目	2 9
3	米国に基準がある品目	4 8
4	豪州に基準がある品目	2 8
5	E Uに基準がある品目	2 1
6	NZ・カナダに基準がある品目	1 9
7	基準値が検出下限値である品目	4 3
8	その他の品目	3 1

\* : 2～6の各項目に該当する品目については、それぞれの上の段までの項目に含まれない品目であって、基準値が検出下限値でない品目の数を示す。